

## 第13号議案

平成30年6月26日  
試 験 課

平成30年度主任級職選考の実施及び同実施要綱の決定について

このことについて、次頁のとおり実施することとし、別紙（案）のとおり同実施要綱を決定する。

# 1 主任級職選考

## (1) 選考の種別及び区分

### ア 種別A

- (ア) I類 (5区分) 事務、土木、建築、機械、電気
- (イ) II類 (9区分) 福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、産業技術Ⅰ、産業技術Ⅱ、産業技術Ⅲ、  
医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護

### イ 種別B (3区分) 事務系、一般技術系、医療福祉系

## (2) 受験資格

採用区分	1級職在職期間				
	種別A		種別B		
	本則 40歳未満	特例 40歳以上50歳未満	本則 40歳以上	特例 50歳以上	
I類A・獣医・ 薬剤	3年以上	3年以上12年未満	12年以上	—	
経験者〈一般〉	3年以上	3年以上13年未満	13年以上	—	
I類B	5年以上	5年以上13年未満	13年以上	5年以上13年未満	
II類	短大3卒	6年以上	6年以上14年未満	14年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	7年以上	7年以上15年未満	15年以上	7年以上15年未満
III類	養成施設等修了	8年以上	8年以上16年未満	16年以上	8年以上16年未満
	その他	9年以上	9年以上17年未満	17年以上	9年以上17年未満
看護教員	5年以上	5年以上13年未満	13年以上	5年以上13年未満	
助産師	6年以上	6年以上14年未満	14年以上	6年以上14年未満	
看護師	7年以上	7年以上15年未満	15年以上	7年以上15年未満	

## (3) 選考方法

種別A※			種別B
I類	II類 (看護以外)	II類 (看護)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養問題A [択一式]</li> <li>・ 教養問題B [記述式] (土木、建築、機械、電気のみ)</li> <li>・ 論文 (2題中1題解答)</li> <li>・ 勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教養問題 [択一式]</li> <li>・ 論文 (2題中1題解答)</li> <li>・ 専門知識評定</li> <li>・ 勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 専門記述 (2題中1題解答)</li> <li>・ 論文 (2題中1題解答)</li> <li>・ 専門能力評定</li> <li>・ 勤務評定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 論文 (3題中1題解答)</li> <li>・ 日常の勤務成績 に基づく推薦</li> </ul>

※ 受験資格を満たす前年から教養問題 (看護区分は専門記述) のみの受験が可能。受験資格を満たした後も教養問題 (専門記述) のみの受験が可能。また、平成27年度から平成29年度までの選考において、教養問題 (専門記述) の成績が一定の基準に達している人は、教養問題 (専門記述) が免除される。

(4) 合格者の決定方法

ア 種別A

「論文」、「専門知識評定」(看護区分を除くⅡ類のみ)、「専門能力評定」(Ⅱ類・看護区分のみ)及び「勤務評定」の成績を総合して決定する。

イ 種別B

「論文」及び「日常の勤務成績に基づく推薦」の成績を総合して決定する。

(5) 合格予定者数

平成30年度合格予定者数				平成29年度合格予定者数 (参考)			
種別A		種別B	合計	種別A		種別B	合計
I類	Ⅱ類			I類	Ⅱ類		
692名	176名	252名	1,120名	687名	173名	283名	1,143名

**2 実施時期**

- (1) 要綱発表 平成30年6月26日(火)
- (2) 筆記考査 平成30年9月30日(日)
- (3) 合格発表 平成30年11月16日(金)(予定)

**3 合格者の周知方法**

合格者は任命権者を通じて発表する。

## 平成30年度主任級職選考 選考区分別合格予定者数等

(単位：人)

平成30年度								平成29年度						
種別・選考区分	有資格者数	想定受験者数	合格予定者数	対前年増減	(対有)合格率	(対受)合格率	有資格者数	受験者数	合格予定者数	合格者数	(対有)合格率	(対受)合格率		
A	I 類	事務	2,008	1,387	458	3	22.8%	33.0%	1,971	1,337	455	476	24.2%	35.6%
		土木	511	419	138	3	27.0%	32.9%	475	387	135	136	28.6%	35.1%
		建築	114	90	30	▲ 3	26.3%	33.3%	116	89	33	34	29.3%	38.2%
		機械	137	97	32	2	23.4%	33.0%	122	93	30	31	25.4%	33.3%
		電気	146	103	34	0	23.3%	33.0%	144	105	34	35	24.3%	33.3%
		計	2,916	2,096	692	5	23.7%	33.0%	2,828	2,011	687	712	25.2%	35.4%
	II 類	福祉Ⅰ	28	14	4	0	14.3%	28.6%	26	13	4	4	15.4%	30.8%
		福祉Ⅱ	39	22	5	0	12.8%	22.7%	38	26	5	5	13.2%	19.2%
		産業技術Ⅰ	147	114	28	▲ 2	19.0%	24.6%	152	116	30	32	21.1%	27.6%
		産業技術Ⅱ	73	56	13	1	17.8%	23.2%	61	49	12	13	21.3%	26.5%
		産業技術Ⅲ	25	18	5	0	20.0%	27.8%	26	22	5	5	19.2%	22.7%
		医療技術Ⅰ	110	85	21	0	19.1%	24.7%	107	89	21	21	19.6%	23.6%
		医療技術Ⅱ	274	101	26	4	9.5%	25.7%	210	73	22	22	10.5%	30.1%
		保健	27	13	4	0	14.8%	30.8%	18	7	4	1	5.6%	14.3%
看護		1,552	291	70	0	4.5%	24.1%	1,508	281	70	71	4.7%	25.3%	
計		2,275	714	176	3	7.7%	24.6%	2,146	676	173	174	8.1%	25.7%	
計	5,191	2,810	868	8	16.7%	30.9%	4,974	2,687	860	886	17.8%	33.0%		
B	事務系	1,390	304	113	▲ 12	8.1%	37.2%	1,447	282	125	126	8.7%	44.7%	
	一般技術系	427	128	52	▲ 7	12.2%	40.6%	479	137	59	59	12.3%	43.1%	
	医療福祉系	1,525	160	87	▲ 12	5.7%	54.4%	1,595	161	99	93	5.8%	57.8%	
	計	3,342	592	252	▲ 31	7.5%	42.6%	3,521	580	283	278	7.9%	47.9%	
合計	8,533	3,402	1,120	▲ 23	13.1%	32.9%	8,495	3,267	1,143	1,164	13.7%	35.6%		

(案)

## 平成30年度 主任級職選考実施要綱

平成30年 6月26日  
東京都人事委員会

### 1 要綱の趣旨

この要綱は、知事、公営企業管理者、議会議長、代表監査委員、教育委員会、選挙管理委員会、海区漁業調整委員会又は人事委員会に任命権がある東京都職員の主任級職の選考について規定します。

### 2 退職派遣職員等の取扱い

以下に掲げる人は、東京都職員とみなし、この要綱の規定を準用します。

- (1) 「公益的法人等への東京都職員の派遣等に関する条例」第10条に規定する団体への退職派遣者
- (2) 東京都職員から引き続いて国家公務員等となった職員で人事委員会が認めた人

### 3 選考の種別及び区分

- (1) 主任級職選考A (以下「種別A」という。)
  - ア I類(5区分): 事務、土木、建築、機械、電気
  - イ II類(9区分): 福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、産業技術Ⅰ、産業技術Ⅱ、産業技術Ⅲ、医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護
- (2) 主任級職選考B (以下「種別B」という。)  
事務系、一般技術系、医療福祉系

### 4 職級の取扱いについて

この要綱における1級職には、平成21年3月31日以前の2級職及びこれに相当する職級を含みます。

#### 主な日程

- |             |                |
|-------------|----------------|
| ○ 申込締切日     | 平成30年7月17日(火)  |
| ○ 筆記考査実施日   | 平成30年9月30日(日)  |
| ○ 合格発表日(予定) | 平成30年11月16日(金) |

## 5 受験資格及び選考方法等

### 種別A

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表1の職種の職員で、平成31年3月末日（以下「基準日」という。）現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2本則に該当し、年齢が40歳未満の人（昭和54年4月2日以降に生まれた人）

イ 特例

表1の職種の職員で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3頁表2特例に該当し、年齢が40歳以上50歳未満の人（昭和44年4月2日から昭和54年4月1日まで生まれた人）

(2) 教養問題（看護区分は専門記述）の受験資格前倒し

教養問題（看護区分は専門記述）については、上記受験資格に定める基準を満たす前年から受験することができます。

表1

種別	選考区分	対象職種
A I類	事務	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
	土木	土木
	建築	建築
	機械	機械
	電気	電気
A II類	福祉Ⅰ	福祉
	福祉Ⅱ	心理、福祉技術、補装具製作
	産業技術Ⅰ	環境検査、獣医、衛生監視
	産業技術Ⅱ	林業、畜産、水産、造園、農業技術
	産業技術Ⅲ	海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
	医療技術Ⅰ	薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査
	医療技術Ⅱ	診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線
	保健	保健師
	看護	助産師、看護師

表 2

(採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※ <sup>1</sup>		1級職在職期間	
		本則	特例
I類A※ <sup>2</sup> 、獣医※ <sup>3</sup> 、薬剤※ <sup>4</sup>		3年以上※ <sup>5</sup>	3年以上12年未満※ <sup>5</sup>
経験者〈一般〉※ <sup>6</sup>		3年以上	3年以上13年未満
I類B※ <sup>6</sup>		5年以上	5年以上13年未満
II類	短大3卒※ <sup>7</sup>	6年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	7年以上	7年以上15年未満
III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者※ <sup>7</sup>	8年以上	8年以上16年未満
	その他	9年以上	9年以上17年未満
看護教員※ <sup>8</sup>		5年以上	5年以上13年未満
助産師※ <sup>9</sup>		6年以上	6年以上14年未満
看護師※ <sup>10</sup>		7年以上	7年以上15年未満

※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。

※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により平成21年3月31日以前の2級職及びこれに相当する職級（以下「旧2級職」という。）に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。

※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。

※4：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。

※5：平成23年度に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人については、下記のとおり経過措置を設けます。

経過措置			
採用試験年度	受験資格の基礎となる採用区分	1級職在職期間	
		本則	特例
平成23年度	薬剤	4年以上	4年以上12年未満

※6：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。

※7：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、**福祉Ⅰ、福祉Ⅱ、医療技術Ⅰ、医療技術Ⅱ、保健、看護に属する職種**のみ適用します。

なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。

※8：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。

※9：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。

助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。

※10：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。

看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。

また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

(3) 選考方法及び合格者の決定

ア 選考は、下表のとおり行います。

教養問題（看護区分は専門記述）の成績が一定の基準に達した人について、論文、専門知識評定（AⅡ類（看護区分を除く。）のみ）、専門能力評定（看護区分のみ）及び勤務評定の成績を総合して合格者を決定します。

(ア) AⅠ類

筆記	教養問題 A 「択一式」	事務 2時間45分 55題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		土木、建築、機械、電気 2時間15分 45題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、基礎的法令（憲法・行政法の基礎知識）、地方自治制度、地方公務員制度、都政実務、都政事情
考査	教養問題 B 「記述式」	土木、建築、機械、電気のみ 1時間 7題出題し、3題選択解答 （出題分野）選考区分ごとの基礎的専門知識
		論文 2時間30分 2題出題し、1題選択解答 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 （出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については1,200字以上1,500字程度）
勤務評定		筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。

(イ) AⅡ類（看護区分を除く。）

筆記考査	教養問題 「択一式」	1時間30分 30題（必須解答） （出題分野）統計資料の見方、地方公務員制度、都政実務、都政事情
		論文 2時間30分 2題出題し、1題選択解答 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。 （出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論述する(2)については1,200字以上1,500字程度）
専門知識評定		筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、基礎的な専門知識について、任命権者が評定します。
勤務評定		筆記考査の受験者（教養問題のみの受験者を除く。）を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が評定します。

(ウ) A II類 (看護区分のみ)

筆 記 考 査	専 門 記 述	1時間30分 2題出題し、1題選択解答 ----- (出題分野) 看護区分の基礎的専門知識
	論 文	2時間30分 2題出題し、1題選択解答 ----- 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等 について評定します。 (出題テーマに関する基本的認識を論述する(1)については300字以上 500字程度。出題テーマに関する着眼点を示し、具体的な取組を論 述する(2)については1,200字以上1,500字程度)
専 門 能 力 評 定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、専 門知識・技術について、任命権者が評定します。
勤 務 評 定		筆記考査の受験者(専門記述のみの受験者を除く。)を対象に、業 績評価に基づいて、任命権者が評定します。

イ 筆記考査のうち、教養問題のみ(看護区分は専門記述のみ)の受験も可能とします。

ただし、A I類の土木、建築、機械、電気の各選考区分において、教養問題Aのみ又は教養問題Bのみの受験はできません。

ウ 平成27年度から平成29年度までの選考において、教養問題(看護区分は専門記述)の成績が一定の基準に達している人は、教養問題(看護区分は専門記述)が免除されます。なお、教養問題(看護区分は専門記述)が免除されている人は、免除期間中、教養問題(看護区分は専門記述)を受験することはできません。

エ 教養問題の成績が一定の基準に達しない場合は、論文が採点の対象となりません。

(4) 合格予定者数

A I類：事 務 4 5 8 名 土 木 1 3 8 名 建 築 3 0 名  
機 械 3 2 名 電 気 3 4 名

A II類：福 祉 I 4 名 福 祉 II 5 名 産 業 技 術 I 2 8 名  
産 業 技 術 II 1 3 名 産 業 技 術 III 5 名 医 療 技 術 I 2 1 名  
医 療 技 術 II 2 6 名 保 健 4 名 看 護 7 0 名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

(5) 教養問題(看護区分は専門記述)の免除

平成30年度選考の不合格者(論文のみの受験者を除く。)及び教養問題のみ(看護区分は専門記述のみ)の受験者のうち、教養問題(専門記述)の成績が一定の基準に達した人は、平成31年度から平成33年度までの3年間、教養問題(専門記述)が免除されます。ただし、種別Aの受験資格を有する期間を限度とします。

なお、上記の受験者とは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人を指します。

## 種別B

(1) 受験資格（在職期間の計算方法については、8頁の7参照）

ア 本則

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4本則に該当し、年齢が40歳以上の人（昭和54年4月1日までに生まれた人）

イ 特例

表3の職種の職員（再任用職員を除く。）で、基準日現在1級職にあり、その在職期間が7頁表4特例に該当し、年齢が50歳以上の人（昭和44年4月1日までに生まれた人）

**表 3**

選考区分	対 象 職 種
事 務 系	事務、司書、史料編纂、速記、社会教育、学芸研究
一般技術系	土木、建築、機械、電気、環境検査、獣医、衛生監視、林業、畜産、水産、造園、農業技術、海洋技術、職業訓練、写真、無線通信、理工技術
医療福祉系	福祉、心理、福祉技術、補装具製作、薬剤、衛生検査、医療技術、臨床検査、診療エックス線、歯科衛生、歯科技工、マッサージ、理学療法、作業療法、視能訓練、栄養士、診療放射線、保健師、助産師、看護師

(2) 選考方法及び合格者の決定

選考は、下表のとおり行い、これらの成績を総合して合格者を決定します。

筆 記 考 査	論文 2時間 3題出題し、1題選択解答(1,000字以上1,500字程度) 課題式により出題し、問題意識、問題解決力、論理性、表現力等について評定します。
日常の勤務 成績に基づ く推薦	筆記考査の受験者を対象に、業績評価に基づいて、任命権者が推薦します。

(3) 合格予定者数

事務系 113名  
一般技術系 52名  
医療福祉系 87名

ただし、成績等により変更となる場合があります。

**表 4**

(採用区分の取扱いについては、8頁の6参照)

受験資格の基礎となる採用区分※ <sup>1</sup>		1級職在職期間	
		本則	特例
I類A※ <sup>2</sup> 、獣医※ <sup>3</sup> 、薬剤※ <sup>4</sup>		12年以上	なし
経験者〈一般〉※ <sup>5</sup>		13年以上	なし
I類B※ <sup>5</sup>		13年以上	5年以上13年未満
II類	短大3卒※ <sup>6</sup>	14年以上	6年以上14年未満
	短大2卒	15年以上	7年以上15年未満
III類	高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者※ <sup>6</sup>	16年以上	8年以上16年未満
	その他	17年以上	9年以上17年未満
看護教員※ <sup>7</sup>		13年以上	5年以上13年未満
助産師※ <sup>8</sup>		14年以上	6年以上14年未満
看護師※ <sup>9</sup>		15年以上	7年以上15年未満

- ※1：受験資格の基礎となる採用区分には、これと同等と人事委員会が認める人を含みます。
- ※2：大学院の修士課程を修了した人等に対して行う人事委員会の選考により採用された人（人事委員会の選考により旧2級職に採用された人を含む。）は、I類Aと同等とみなします。ただし、基準日現在1級職にあり、その在職期間が3年以上12年未満で、年齢が50歳以上の人は、選考が受験できません。
- ※3：「獣医」とは、採用試験により獣医の職に採用された人を指します。
- ※4：「薬剤」とは、平成23年4月1日以降に実施した採用試験により薬剤の職に採用された人を指します。
- ※5：「経験者〈一般〉」には平成15年度までの経験者採用者を、「I類B」には平成19年度までのI類採用者を含みます。
- ※6：「II類・短大3卒」及び「III類・高等学校卒業後1年間の養成施設等を修了した者」は、**医療福祉系に属する職種のみ適用**します。  
 なお、適用される学歴及び資格・免許等については、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」別表第3及び「初任給、昇格及び昇給等に関する規則の運用について」別表第3を準用します。
- ※7：「看護教員」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護教員採用選考により採用された人を指します。
- ※8：「助産師」とは、平成22年4月1日以降に実施した助産師採用選考により採用された人を指します。  
 助産師区分で「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する助産師の指定学校又は養成所（看護師の指定学校又は養成所（2年課程）を経て入学又は入所した場合を除く。）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。  
 また、「大学卒」には、短大3卒に該当する看護師学校を卒業後、助産師学校又は助産師養成所を卒業した人を含みます。
- ※9：「看護師」とは、平成22年4月1日以降に実施した看護師採用選考により採用された人を指します。  
 看護師区分で「短大3卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校又は養成所（3年課程）の修業又は卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を1年短縮し、「II類・短大3卒」と同じ期間とします。  
 また、「大学卒」（「職員の採用・昇任等に関する一般基準」別表14に規定する看護師の指定学校（大学）の卒業をいう。）の人は、1級職在職期間を2年短縮し、「I類B」と同じ期間とします。

## 6 採用区分の取扱い

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分は、原則として現に従事する職種の職務に職員として任用された時の採用区分によります。
- (2) 任用後、上位の採用区分に相当する能力認定又は採用試験（選考）の受け直しに合格した人については、その採用区分によることができます。
- (3) 任用後、転職を伴い上位の採用区分に合格した人で、下位の採用区分により任用された期間を有する人は、その下位の採用区分によることができます。
- (4) 昭和61年3月31日以前の学歴区分は、それに相当する採用区分に読み替えて適用します。

## 7 在職期間の計算方法

- (1) 受験資格の基礎となる採用区分の1級職に任用された時から基準日までを在職期間として計算します。
- (2) 1級職に年度途中に任用された人は、原則として、その年度の4月1日に任用されたものとして、在職期間を計算します。  
ただし、年度を超えた前倒し採用者（採用試験（選考）実施年度の翌年度4月1日以降を採用予定日とする試験（選考）に合格し、3月31日以前に採用された人）については、以下のとおり取り扱います。  
ア 在職期間は、実在職年月数により計算します。  
イ 前歴通算（下記(5)参照）の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、採用予定日が属する年度の翌年度までは選考を受験することはできません。（種別Aの前倒し受験も同様です。）  
（例）平成30年4月1日が採用予定日の採用試験に合格し、平成29年度中に採用された人は、前歴通算により受験資格の「1級職在職期間」を満たしていても、平成30年度の選考を受験することはできません。
- (3) 休職、結核休養、育児休業又は配偶者同行休業の期間は、在職期間から控除しません。
- (4) 停職期間は控除し、その前後を加算します。
- (5) 受験資格の基礎となる期間の計算等において、前歴を有する人及びその他特別の方法による場合等は、別記「平成30年度 主任級職選考受験資格細目」によるものとします。

通算可能な前歴があると思われる人は、必ず申込締切日までに所属長に申し出て、受験資格の「1級職在職期間」に通算できるかどうかを確認してください。

ただし、前歴通算の結果、受験資格の「1級職在職期間」を満たす場合でも、入都初年度には選考を受験することはできません（種別Aの前倒し受験も同様です。）。

## 8 休職者等の取扱い

休職、育児休業、配偶者同行休業又は停職期間中の職員で、筆記考査実施日の前日までに復職できない人は、選考を受験することができません。ただし、以下の人は受験することができます。

- (1) 「職員の休職の事由等に関する規則」第2条第1号、第2号又は第4号に該当する場合で、人事委員会が認めた人
- (2) 種別Aで教養問題のみ（看護区分は専門記述のみ）を受験する場合で、筆記考査当日に育児休業中又は配偶者同行休業中の人

## 9 受験手続

### (1) 受験の申込み

ア 受験申込方法 TAIMS端末が個人に配備されている部署の受験希望者は、人事委員会掲示板に掲示している「平成30年度主任級職選考受験申込書」から本人が受験申込書を両面印刷し、必要事項を記入した上で所属長に提出してください。

TAIMS端末が個人に配備されていない部署の受験希望者は、所属長に配付（7月上旬の予定）する所定の受験申込書を受領し、必要事項を記入した上で所属長に提出してください。

なお、提出期限後は受験申込区分等の変更はできません。

イ 提出期限 平成30年7月17日（火）

ウ 留意点 受験に際して特別の配慮（例えば、身体に障害のある人で、点字での受験、用紙の拡大、試験時間の延長、駐車場の確保等）を希望する人、妊娠等による座席の配慮を希望する人は、可能な範囲で配慮しますので、受験申込みの際に所属長に申し出てください。

### (2) 受験票の交付

ア 各局への交付日 平成30年9月上旬

イ 受験者への交付方法 所属長を通じて交付します。

## 10 筆記考査実施日及び場所

平成30年9月30日（日）

実施場所は、受験票にてお知らせします。（9(2)参照）

## 11 選考合格者、教養問題免除者（種別A（看護区分を除く。））及び専門記述免除者（看護区分）の発表

(1) 発表日 平成30年11月16日（金）午前（予定）

(2) 発表方法 任命権者を通じて個別に受験者本人に通知します。

なお、発表後、TAIMSの人事委員会掲示板に合格者名簿を掲示します。

## 12 成績の告知

平成30年度選考の不合格者及び教養問題のみ（看護区分は専門記述のみ）の受験者（種別A）に対し、受験した筆記考査の成績を告知します。

なお、上記の受験者とは、申し込んだ筆記考査を全て受験した人を指します。

### (1) 告知の内容

ア 種別A

(ア) AⅠ類 教養問題A、教養問題B（土木、建築、機械、電気のみ）、論文の成績

(イ) AⅡ類 教養問題（看護区分は専門記述）、論文の成績

イ 種別B 論文の成績

### (2) 告知の時期及び方法

ア 各局への配付 平成30年11月29日（木）（予定）

イ 告知の方法 各局人事担当経由で本人に配付します。